

## 秋のレクリエーション

して行くことが大切です。秋は三日か四日に一回の割で、低気圧が比較的の規則正しく通ることが多いので、ラジオや新聞に注意するとともに、移動性高気圧の接近することを知つて出発し、気圧が通過するとともに下山するよう心がけることです。それに秋山は日が急に短くなりますので計画には、日出没時刻と月齢をよく調べることが大切です。又山は寒いし、登れば登る程寒くなります。気温は高度一〇〇メートル〇、六度C下るし、山の夜明けの寒

4. 前日はよく熟睡し、体力をこゝのえ  
ると共に精神的なおちつきを持つて臨  
むことが大切です。謙虚は自然に対す  
る最も大切な態度で、常に控えめにリ  
ーダーの指導を中心に行動  
すること等は事故を防止するばかりで  
なく楽しい思い出ともなるものです。

ハイキングと登山

若い人々のグループによるハイキング、サイクリング、登山など楽しい計画がおありかと思います。そこで思ひぬ事故が起きて悲しい結果になつた例もありますので、いろいろの注意事項をあけて見ましょう。

さは特にきびし  
い。  
Z. 参加するもの  
は経験にとむり  
ーダーを中心にして、コース、  
日程、携行品等  
について縦密な計画を立てることが大  
切です。コースや日程については、自  
分達の体力や経験に応じて余裕を残し

口から入る寄生虫

寄生虫といつても、人体に寄生するものは、蛔虫、十二指腸虫、ぎよう虫、肝臓デスマ、肺臓デスマ、住血吸虫などたくさんの種類があります。こゝでは日本人にひろくまん延している一般的な蛔虫、十二指腸虫について考えてみましょ。

終戦後、昭和二十年から昭和二十三、四年頃の生活状態の悪化、家庭菜園の増加と、これに駆虫剤の不足が拍車をかけ蛔虫症、十二指腸虫症の激増は世間の記憶に新しいところです。最近は当時よりも減つているとはいっても、日本人の約三〇%、すなわち三千万人位の人たちが蛔虫をもち、三%、三〇〇万人位が十二指腸虫をもち、特に農村では、六〇~七〇%が蛔虫を、三〇%が十二指腸虫をもつ

の予防は各個人が注意すれば十分守ることができるのです。

寄生虫予防には、感染経路は口ですか  
ら、まず人糞を肥料として用いないこと  
が第一です。現在の農村ではまず不可能  
なことで、めいめいが日常感染の予防に、  
心がけることが必要です。

野菜を調理する時によく洗うこと。  
とに葉菜類はていねいに一枚一枚葉をと  
つて洗うように心がけなければなりません。  
生食や漬物はとくに必要です。

帰つたときは必ず手を洗うこと。手指  
は常に寄生虫卵で汚されているものと考  
えるべきです。

(二) 狩猟免許者による鳥獣類捕獲総数調査表

年度	31年度	32年度	年度	31年度	32年度
狩獵 鳥類			狩獵 獸類		
あいさ類		89	あなぐま	39	505
うずら	2,964	3,552	いのしし	1,634	1,541
えぞらい ちよう			おすしか	15	1
おおばん	22	31	おすいた ち	2,546	626
かも類	18,119	30,231	きつね	56	43
からす類	3,709	3,340	くま		
ぎじばと	74,134	66,719	たぬき	2,095	1,707
きじ	11,735	9,469	てん	226	120
こじゆけ い	33,384	26,094	のうさぎ	10,102	6,090
ごいさぎ	807	2,297	のいぬ	2	7
じしが	3,575	1,230			
すすめ	49,505	70,831			
たしぎ		743	のねこ		
にうない すずめ	50	39	むささび	1,194	991
ばん	315	354	りす	22	
ひしくい	64	123	むじな	33	
まがん		16			
やまだり	2,637	2,603			
やましき		327			

## 一獵期はじまる

十月も中旬を過ぎると、もずの鳴声にさえ狩猟家は胸を躍らせる。狩猟を楽しむ手入れ、愛犬の育成に余念ないことであろう。十一月一日から三月十五日までが一般獵期であるが、キジ、ヤマドリは十一月一日から一月十五日まで、毛皮獵類は十二月十五日から二月末まで狩猟免許者は獵が出来る。然し乍ら野鳥獸は狩猟法とこれにもとづいて出来たいろいろの規則によつて保護され、又は適正に捕

四、狩猟取締りが強化された。  
五、違反捕獲鳥獸の譲り受譲り渡しの禁止  
止の範囲を加工品にまで広げた。  
なお省令の主な改正点は口徑六番以上  
の多獲獵銃は使用禁止となつた。又本年  
より免許状は書状のみとなつた。ただし  
バツチは免許の表示として必ず着用する  
ことになつてゐる。  
本年は雨が少なかつた為か、狩猟鳥が  
例年に比し殖えてゐる事も聞え、適正な  
狩猟を獵友に望む。

獲してよいことにもなつてゐる。近年野鳥獸の急激な減少に対処して本年四月一日狩獵法が改正公布され、七月一日より施行されいるが、この目的とするとところは、野鳥獸保護増殖と危害防止並びに狩獵人の為に必要欠くべからざる生産の源泉となるもので、これは今後の豊獵を約束する施案もある。改正法の要點を簡略に述べると、  
一、空氣銃が丙種免許制度となり、未成年者の狩獵は禁じられた。  
二、狩獵免許者に対する講習制度を設けた事  
三、狩獵關係法規に違反した場合、知事

さる十月十八日いよいよ熊本県騒音防止条例が公布され、十一月一日から施行されることになりました。この条例の主なねらいは、最近問題になつてゐるいろいろの騒音を県民の理解と協力によつて防止し、住みよい、静かな町や村をつくろうとするものです。そこで、この条例の要点を拾つて見ることにしました。

**焦點**

カフェー、キャバレー、飲食店、喫茶店、店営業等の特別の営業については當営業宣伝のためにする直接外向けの拡声放送を禁止しています。

第四は、宣伝放送を行う者の遵守すべき事項を規定していることです。遵守事項としては

1. 午後八時から翌日午前八時までの間は放送しないこと
2. 放送時間が四十-five分を超えるときは、十五分の休止時間をおくこと
3. 五十メートル以内で同時に同一内容を二個以上の拡声器で放送しないこと

1. 午後八時から翌日午前八時までの間は放送しないこと

2. 放送時間が四十五分を超えるときは、十五分の休止時間をおくこと

3. 五十メートル以内で同時に同一内容を二個以上の拡声器で放送しないこと

4. 拡声器の位置は、地上七メートル以上の高さに設けないこと

5. 五メートル以上に設けるときは、俯角を三十度から四十五度

第六は、不必要な自動車等の警笛の使用を禁止しています。

第六は、違反者に対する警告、騒音源調査のための警察官の立入、公安委員会の必要な措置命令等ができることがあります。この措置命令は、学識経験者の意見を聞き知事と協議の上行われるようになっています。

第七は、広報、時報その他の公共のためにする音、一般的の風俗慣習等の一時的行事によって発せられる音等はこの条例の適用から除外されています。

第八は、罰則の規定ですが、違反者に対する警告又は公安委員会の措置命令に従わないものに対し初めて処罰をもつて臨むことになっているほか、従業

題であり、寄生虫

を行うことが大切です

9

11